

第
1966
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2002年)平成14年 1月11日 金曜日

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

修正申告と更正

Q : 税務調査を受け、修正申告をするよう求められています。修正申告をするのと更正とは、どのような違いがあるのでしょうか。

A : 更正の場合には不服申立てができますが、いったん修正申告書を提出してしまうと不服申立てはできなくなってしまいます。

【解説】

修正申告をするのは、すでに提出した申告が過少である場合、その申告を増額訂正する場合です。税務調査の結果、所得のものを発見されると、修正申告書の提出を求められますが、税務署の指摘する内容が納得できないのであれば、修正をする必要はありません。

修正申告に応じない場合、税務署は更正処分をすることができます。ただ、青色申告書に係る更正をする場合には、その更正に係る具体的な理由を附記しなければならず、立証責任は租税行政庁に求められますから、税務署もかなり慎重にならざるを得ないでしょう。

修正申告も増額更正も税額等が過大になることに違いはなく、加算税や延滞税が賦課されることにも変わりはありません。

相違点は、修正申告が納税者側の自主的な税務行為であるのに対し、更正処分は調査と密接に関連した行政処分といえます。また、更正処分の場合には、納税者から異議申立て又は審査請求という不服申立てができますが、修正申告は自らこれが正しい申告ですと認めて修正したのですから、納税者からの不服申立てはできません。

